

若狭を核のゴミの墓場にしないでください!!

2023 年末までに中間貯蔵施設立地点を確定できないことは明白。

関電に、約束通り美浜 3 号と高浜 1・2 号の運転を停止するよう求めてください!

福井県知事 杉本達治 様

2023 年 10 月 16 日

2015 年に西川前知事は、「電力消費地にリスクを分担してほしい」と中間貯蔵の県内立地を改めて拒否しました。また、貯蔵施設の経済効果についても「中間貯蔵は管理監視が中心の仕事。雇用効果があるわけではない」とも述べています。その提案に応え奈良県知事が中間貯蔵の誘致を検討しましたが、山下生駒市長(現在の奈良県知事)は、「脱原発を進めれば中間貯蔵施設の建設は全く不要である」と反対しました。まっとうな意見です。

2001 年に私たちは県に、「若狭には約 2600 トンの使用済み核燃料が保管され。六ヶ所再処理工場の貯蔵容量 3000 トンに相当する集中貯蔵地域になっている。これでは事実上の中間貯蔵施設になってしまう。関電は、高浜原発でリラッキングによる集中貯蔵を行おうとしているが、知事(栗田)は原発サイトでの貯蔵増強策をどこまで、何トンまで認めるのか」と質問しました。県は、「2010 年度以降の使用済み問題については解決されるものと考えている」と文書回答しています。それから 22 年後の今、県が国や関電の空約束を妄信した結果、若狭には行き場のない使用済み核燃料が 4,200 トン(2023 年 3 月末現在)にまで膨れ上がってしまったのです。

本年 7 月、知事は「再処理工場の早期の完成に向け政府全体の取り組みが必要。県として直言したい」と能天気述べていますが、以下に述べるように、青森県六ヶ所村の再処理工場の操業は極めて困難な状況であることは衆目の一致するところ。だからこそ、更田前原子力規制委員長は 2020 年に、むつ市の「中間貯蔵施設」について「恐れるのは、使用済み核燃料を運び出す先がない状態で、燃料の容器の耐用年数に近づく事態だ」と貯蔵長期化の懸念を示したのです。乾式キャスクの耐用年数(設計貯蔵期間)は 40~60 年です。数十年後には、金属ガスケットなどのシール部やレンジなどの中性子遮へい材が劣化し、人が近づくと被ばくする事態となり、その後の移動も保管作業も困難になるからです。

関電は 1998 年高浜 3・4 号機でのプルサーマル運転の許可申請を国に提出する際、福井県に対して「使用済み MOX 燃料の行き先については、国が再処理方法などの方針を 2010 年までに決める」と答えましたが、使用済み MOX 燃料を再処理する第二再処理工場建設の計画はいまだに未定のままです。それに、発熱量と線量の高い使用済み MOX 燃料はプールで約 90 年間も冷却しなければ乾式キャスクに移すこともできません。再処理のあてもないまま高浜に留め置かれ、このまま最終処分地化する可能性が大なのです。

知事自身が「(関電の説明が) 県外搬出の計画地点の確定に当たるかどうかではなく、必要な搬出量を確保していく考え方についてのロードマップの提案で、それを全体としてどう判断するかを考える」と述べているように、「2023 年末に中間貯蔵施設の立地点を確定」できていないことは明白です。また、知事は関電の提出した「使用済み核燃料対策ロードマップ」を「一歩前進」と評価し、西村経産大臣と関電の森望社長と面談し、今回の説明に対する覚悟や立地地域振興などを確認されると報じられていますが、そのままなし崩し的に関電の主張を受け入れないでいただきたいと多くの県民は願っています。

2015 年に NHK 福井の世論調査で「関電は高浜町と福井県に再稼働の同意を求めているが、どこまでの同意が必要と思うか」という問いに、おおい町と高浜町を除く県内 13 市町の県民のうち、「高浜と福井県の同意だけでよい」と答えたのは 11%にすぎません。「30 キロ圏内の自治体の同意が必要」13%、「30 キロ圏

内の他県の自治体も」27%、「原発の電気を使うすべての自治体」22%、「国民全体の同意が必要」16%となっています。3町と県だけでこのような重大な決定を下すことは許されることではないのです。また、更田前原子力規制委員長が恐れているような50年後の事態に対して、知事は存命していないでしょうから、その責任を取ることはできません。政治家たるもの自身が責任をとることの不可能な決定をしてはいけません。栗田・西川前知事が、県内での貯蔵をあまでも拒否していたのは、その憂慮がありかつ県民の子孫の未来を案じたからこそではないでしょうか。

■ 関電の「使用済燃料対策ロードマップ」は県民を欺く「まやかしたもの」！

2023年末に中間貯蔵施設の立地点を確定できない以上、関西電力は約束通り、美浜3号と高浜1・2号の運転を止めるべきです。ロードマップは、「六ヶ所再処理工場や仏再処理工場への使用済燃料搬出」が実現可能なように見せかけ、立地点が未確定の「中間貯蔵施設の2030年操業開始」が実現性の高いものであるかのように装っています。これらはすべて関電の描いた幻想にすぎず、これを受入れるとすれば、杉本知事の見識が問われることになるでしょう。その結果が待っているのは、ロードマップの破綻と使用済燃料の福井県内での積増しです。

- ① 「六ヶ所再処理工場のフル操業」など不可能です。所有プルトニウム量を増やさないという条件付きでの操業に留まるため、その操業で減らせる程度にしか使用済燃料は搬出できません。たとえ、2026年度以降に搬出できたとしても、関西電力からの搬出量については具体的に明言できないのです。
- ② 関電の約束は「2,000トン規模の中間貯蔵施設」の立地点確保です。それが、ロードマップでは「2,000トンの使用済燃料搬出」に置き換わっています。搬出時期が不確定な搬出量の見込みをいくら積み上げても、それは関電の希望的観測を示したにすぎず、「2023年町までに中間貯蔵施設の立地点確定」と同等の意義は持ちえません。関電は「同等の意義がある」ことに客観的な基準を示さず、頓挫すればまた別の計画を持ち出すことが可能になるのではないのでしょうか。両者は別物であり、間接的に約束違反を認めたこととなります。関電のフランスへの使用済燃料搬出計画の受入れは、1997年の栗田知事時代から要請されてきた中間貯蔵施設の約束を否定するものであり、大きな政策転換であるにも関わらずたった3日で受入れを表明したことは、県民・住民に背くことです。県民・住民への説明会を行ってください。
- ③ プルサーマルでプルトニウムを消費できるというのも幻想です。関西電力でさえ、MOX燃料はウラン燃料より10倍以上高価なため、40体MOX/基の装荷が認可されているところ、実際には3年ごとに16体MOX（プルトニウム0.7t相当）/基ずつの発注しかしていません。これは使用済燃料27t/年の再処理で回収されるプルトニウム量（アクティブ試験の実績 $8.5\text{kgPu/tU} \times 27\text{tU/年} = 230\text{tPu/年} = 0.7\text{tPu/3年}$ ）にすぎず、高浜3・4号の2基でも54tU/年にしかならないのです
- ④ 仏搬出の使用済燃料200t（420体程度）が再処理されれば、プルトニウム所有量が約1.7tPu（アクティブ試験の実績 $8.5\text{kgPu/tU} \times 200\text{tU} = 1.7\text{tPu}$ ）増えるので、それが六ヶ所再処理工場の操業制約として跳ね返ってきます。仮に、関西電力からの仏搬出量を増やせば、その分の再処理が六ヶ所での再処理を制約するので、800tでのフル操業など非現実的な幻想にすぎません。
- ⑤ 関電はサイト内で乾式貯蔵施設を作った分だけ使用済燃料ピットの空きを増やして、「使用済燃料貯蔵容量を原則増やさない」としていますが、ピット満杯で運転停止になるのを防ぐための方便であり、六ヶ所での再処理が進まず、使用済燃料を搬出できない状況になれば、ピットの空きを「一時的」と称して利用するか、乾式貯蔵量を増やすことになるのは必至です。現に、10日の説明で水田副社長は「国内外の情勢の変化や災害など、自社の事由によらない事情によって搬出が滞り、日本全国のエネルギー安定供給に貢献できなくなる可能性がある場合は、例外になると考えております」（朝日新聞2023.10.11）と述べています。

提出責任者： サヨナラ原発福井ネットワーク 若泉政人 若狭連帯行動ネットワーク 山崎隆敏